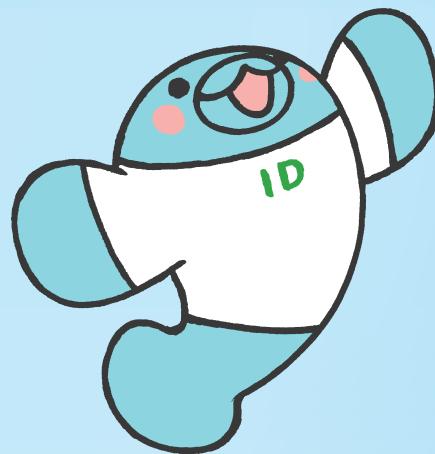


第57期 定時株主総会 招集ご通知



私たちはWaku-Wakuする未来創りに参加します。



日時

2025年6月20日(金曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時)

場所

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門4階 富士東の間

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度の一部改定の件

目次

第57期定時株主総会招集ご通知	P.1
議決権行使についてのご案内	P.3
事前質問受付についてのご案内	P.5
第1号議案	P.6
第2号議案	P.7
第3号議案	P.9
第4号議案	P.19
第5号議案	P.24
第6号議案	P.25



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末から招集ご通知がご覧いただけます
<https://s.srdb.jp/4709/>



株式会社 IDホールディングス

証券コード: 4709

証券コード 4709
2025年5月29日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)

株主の皆さまへ

東京都千代田区五番町12番地1
株式会社IDホールディングス
代表取締役社長
兼 グループ最高経営責任者 **船越 真樹**

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.idnet-hd.co.jp/ir/stockholder.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「IDホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4709」を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは郵送によって議決権を行使することができますので、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。インターネット・郵送による議決権行使方法については3ページから4ページをご参照ください。

敬 具

記

日 時

2025年6月20日（金曜日） 午前10時

場 所

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門4階 富士東の間

会議の

目的事項

報告事項 1. 第57期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

招集にあたっての
決定事項

・インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

※ 以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、別添の「事業報告書」（交付書面）には記載していません。

- ・「株式の状況」のうち、「当社役員に対し事業年度中に交付した株式」「その他株式に関する重要な事項」
- ・「会社の新株予約権等に関する事項」
- ・「会社役員に関する事項」のうち、「責任限定契約の内容の概要」「補償契約の内容の概要」
- ・「役員等賠償責任保険契約に関する事項」
- ・「会社の体制および方針」のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「株式会社への支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ・「会計監査人の状況」のうち、「責任限定契約の内容の概要」「補償契約の内容の概要」
- ・「連結計算書類」のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・「計算書類」のうち、「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。

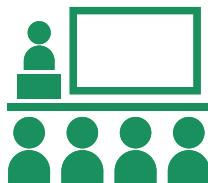
議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

日時：2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所：ホテルグランドアーク半蔵門4階 富士東の間
東京都千代田区隼町1番1号 TEL (03) 3288-1628
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



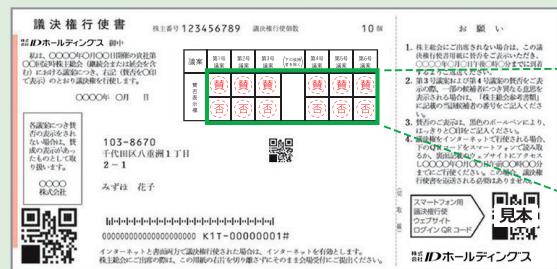
郵送により議決権行使をされる場合

行使期限：2025年6月19日（木曜日）午後5時30分到着分まで

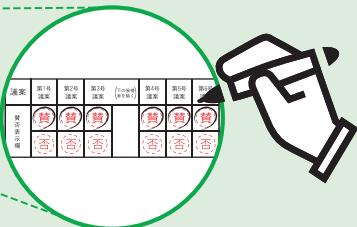
同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



議決権行使書のご記入方法



こちらに各議案の賛否をご記入ください。



【各議案に賛成する場合の例】

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
反対の場合 → 「否」の欄に○印

インターネットにより議決権行使をされる場合

行使期限：2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに行行使完了

ログイン QR コードを読み取る方法
「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「議決権行使サイトへ」をタップ

「スマート行使」での議決権行使は1回のみとなります。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

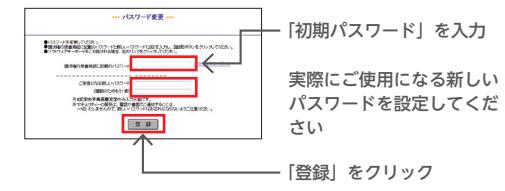
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ご注意事項

- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合、最後に行使されたものを有効とします。

スマートSRの
操作方法等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00)

【機関投資家の皆さまへ】議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

事前質問受付についてのご案内

株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただきます。

受付期間 2025年6月13日(金曜日)午後5時まで

受付方法 「スマートSR」サイトにアクセスしてください。

スマートフォン・タブレット端末等での入力する方法

1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。



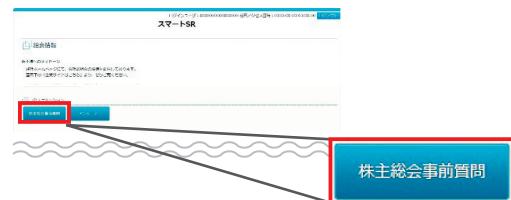
PC等での入力する方法

1 以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。



ご留意事項

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- ・ご質問内容を精査させていただくため、株主総会の1週間前に締め切らせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、強固な経営基盤の確保、安定収益、および自己資本利益率の向上に努め、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としています。また、配当に代わって自己株式取得を含めた総還元性向(※)50~60%を株主還元の見込としてしています。

このような方針のもと、当期の期末配当金の普通配当につきましては、期初予想より15円増配した1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。また、当社は、2024年10月20日をもちまして創業55周年を迎えました。つきましては、株主の皆さまの永年にわたるご支援に感謝の意を表し、記念配当5円をくわえ、合計45円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当(1株当たり25円)と合わせた年間配当は、1株当たり70円となります。

(※)総還元性向 = (配当総額 + 自己株式取得額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

1 配当財産の種類
金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	普通配当	40円
	記念配当	5円
	合計	45円

総額 774,289,890円

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日

【ご参考】

当社の配当状況につきましては、別添「事業報告書」3ページ「**その① 配当状況・前中期経営計画の振返り**」を合わせてご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

- (1) 第21条の変更は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を「2年」から「1年」に短縮するものです。
- (2) 第29条の変更は、会社法第329条第3項の規定に基づき現監査役4名のうち1名が退任した場合において補欠監査役の就任が可能となるよう、監査役の定員を「4名以内」から「4名」に限定するものです。
- (3) 第30条の変更は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものです。
- (4) 第31条の変更は、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(員数) 第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(員数) 第29条 当社の監査役は4名とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第30条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第30条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令及び定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(任期) 第31条 (条文省略) 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第31条 (現行どおり) 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>

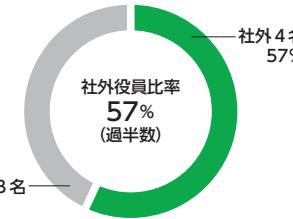
第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は以下のとおりであり、各候補者に関する事項は、11ページから17ページのとおりです。

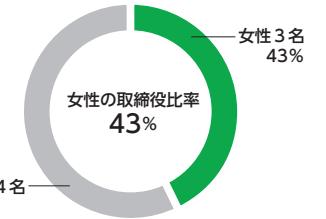
社外取締役の構成

7名の取締役のうち、社外取締役は4名（57%）で、社外取締役の割合は過半数です。



取締役の多様性

7名の取締役のうち、女性3名（43%）、男性は4名（57%）です。



注) 本総会終了時の予定です。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位 (本総会終了後の予定)	在籍する委員会 ^{注1}	取締役会への出席状況	在籍年数 ^{注2}	独立社外役員	多様性		当社が期待するスキル・経験									
							ジェンダー	国籍	企業経営	営業戦略・マーケティング	DX・技術	人材開発	M&A・資本政策	グローバル経験	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	SDGs	
1	ふなこし まさき 船越 真樹	再任	代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 (同上)	経営委員会 グループリスク管理委員会	14回/14回	30年		男性	日本	○	○	○	○	○		○		○
2	たかはし かおり 高橋 かおり	再任	取締役 兼 専務執行役員 (代表取締役副社長)	経営委員会 グループリスク管理委員会	14回/14回	2年		女性	日本	○				○		○		○
3	こじま たかし 小島 恭	新任	専務執行役員 (取締役 兼 専務執行役員)	経営委員会 グループリスク管理委員会	—	新任		男性	日本	○	○			○		○		○
4	にしかわ りえこ 西川 理恵子	再任 独立社外	取締役 (同上)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会	14回/14回	4年	○	女性	日本					○		○		○
5	しらはた ひさし 白畑 尚志	再任 独立社外	取締役 (同上)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会	14回/14回	2年	○	男性	日本	○	○			○	○	○		○ (公認会計士)
6	トーマス・オウスリー・ローズ Thomas Owsley Rodes トビー・ローズ (Toby Rodes)	再任 独立社外	取締役 (同上)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会	10回/10回	1年	○	男性	米国	○				○	○		○	
7	こばやし たいこ 小林 泰子	新任 独立社外	— (取締役)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会 ^{注3}	—	新任	○ 注4	女性	日本	○	○	○						

注) 1. 任意の委員会です。
2. 本総会終了時の年数です。
3. 本総会終了後に在籍する予定です。
4. 本総会終了後の予定です。

(第3号議案全体に対する注記)

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を各候補者と締結しておりません。新たに契約する予定もありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、契約更新時には同内容での更改を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しています。

候補者番号

1 ふなこしまさき 船越 真樹

再任

1959年8月7日生

所有する当社の株式数 86,916株

取締役在任年数 30年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)



略歴、当社における地位および担当

1995年 4月 当社入社	2014年 1月 愛ファクトリー株式会社代表取締役会長
1995年 6月 当社取締役	2019年 4月 株式会社インフォメーション・ディベロプメント代表取締役会長
1997年 6月 当社代表取締役常務	2021年 6月 一般社団法人 情報サービス産業協会副会長 (現任)
1998年 6月 当社代表取締役専務	2022年 4月 INFORMATION DEVELOPMENT AMERICA INC. Director & Chairman (現任)
2002年 6月 当社代表取締役副社長	2023年 4月 当社代表取締役社長兼グループ最高経営責任者 (現任)
2003年 4月 株式会社プライド代表取締役会長	株式会社インフォメーション・ディベロプメント取締役 (現任)
2003年 6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員	
2003年10月 当社代表取締役専務兼専務執行役員	
2004年 4月 艾迪系統開発 (武漢) 有限公司 董事長	
2005年 6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員	
2006年 1月 当社代表取締役社長	
2012年 8月 INFORMATION DEVELOPMENT AMERICA INC. Director and President	

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

船越真樹氏は、代表取締役として28年間にわたり当社グループの経営を指揮し、グローバル事業の展開やセキュリティ事業への進出、積極的なM&A戦略などを通じて、当社グループの業績を飛躍的に拡大させてきました。また最近では、前中期経営計画 (『Next 50 Episode II 『Ride On Time』]) を力強くけん引し、売上高・営業利益ともに目標を大幅に達成いたしました。これらの経験および強力なリーダーシップが、新中期経営計画 (『Next 50 EPISODE III 『JUMP!!!』]) の推進、当社経営方針・企業戦略の意思決定ならびに業務執行の監督機能に活かせるものと判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。なお、選任された場合、経営委員会 (任意)、グループリスク管理委員会 (任意) の委員に就任予定です。

候補者番号

2 たかはしかおり 高橋 かおり

再任

1962年12月12日生

所有する当社の株式数 7,636株

取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)



略歴、当社における地位および担当

2009年 7月 当社入社	2020年 4月 当社業務担当執行役員
2014年 4月 当社グループ人事部長	株式会社インフォメーション・ディベロプメント専務執行役員
2015年 4月 当社採用・トレーニング部長	2022年 4月 当社専務執行役員
2016年 6月 当社執行役員 グループ総務部長兼採用・トレーニング部長	コーポレート・サステナビリティ統括部担当兼コーポレート・コミュニケーション統括部 (研修部門) 担当
2016年12月 当社執行役員 グループ総務部長	2023年 4月 愛ファクトリー株式会社取締役 (現任)
2018年 6月 愛ファクトリー株式会社監査役	2023年 6月 当社取締役兼専務執行役員 (現任)
2019年 4月 株式会社インフォメーション・ディベロプメント執行役員	
2019年 6月 当社常務執行役員	
株式会社インフォメーション・ディベロプメント常務執行役員	

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

高橋かおり氏は、人材採用、法務・コンプライアンス、サステナビリティ、総務に関する部門を担当し、当社グループの経営理念の浸透、従業員エンゲージメントの向上、組織の文化や風土の醸成に大きく貢献しています。また最近では、前中期経営計画 (『Next 50 Episode II 『Ride On Time』]) の4つの基本戦略のひとつである『SDGs戦略』において重要な役割を担うなど、当社グループの非財務部門の中心的役割を担っています。これらの経験および能力が、新中期経営計画 (『Next 50 EPISODE III 『JUMP!!!』]) における、特に『人的資本投資戦略』の遂行に不可欠なものと判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。なお、選任された場合、経営委員会 (任意)、グループリスク管理委員会 (任意) の委員に就任予定です。

候補者番号
3 こじまたかし **小島 恭**
新任 1969年2月20日生

所有する当社の株式数 **710株**
取締役在任年数 **一年**
取締役会への出席状況 **-%
(一回/一回)**



略歴、当社における地位および担当

- 2021年 6月 株式会社インフォメーション・ディベロップメント 入社、執行役員
- 2022年 4月 当社執行役員
- 2023年 4月 当社常務執行役員
- 2024年 4月 当社専務執行役員 (現任)
- 2025年 4月 株式会社インフォメーション・ディベロップメント 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

小島恭氏は、執行役員として経営企画、財務、経理、人事に関する部門を担当し、これらに関する高度な知見と能力を有しています。また最近では、当社グループの経営戦略や財務戦略の立案や遂行において、代表取締役社長を力強く支えて参りました。これらの経験および能力が、新中期経営計画(「Next 50 EPISODEⅢ「JUMP!!!」」)における、特に「資本コストと株価を意識した経営」および「M&A戦略」の遂行に不可欠なものと判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。

なお、選任された場合、経営委員会 (任意)、グループリスク管理委員会 (任意) の委員に就任予定です。

候補者番号
4 にしかわりえこ **西川 理恵子**
再任 社外 独立役員 1955年2月3日生

所有する当社の株式数 **498株**
取締役在任年数 **4年**
取締役会への出席状況 **100%
(14回/14回)**



略歴、当社における地位および担当

- 1977年 3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 1979年 3月 慶應義塾大学法学研究科修士課程修了
民事法学専攻
- 1982年 3月 慶應義塾大学法学研究科博士課程単位取得退学
- 1984年 6月 ハーバード大学ロースクールLL. M. 終了
- 1984年 6月 UNHCR研究員、タンザニア大使館職員
- 1985年 4月 慶應義塾大学法学部専任講師
- 1989年 9月 ハーバード大学ロースクール訪問研究員
- 1991年 9月 フォードム大学ロースクール訪問教授
- 1992年 4月 慶應義塾大学法学部助教授
- 1999年 10月 ジョージワシントン大学ロースクール訪問研究員
- 2000年 4月 慶應義塾大学法学部教授
- 2003年 8月 米州開発銀行外部コンサルタント
- 2015年 6月 ネットワンシステムズ株式会社社外取締役
- 2017年 4月 日本大学文理学部非常勤講師
- 2020年 4月 慶應義塾大学法学部名誉教授 (現任)
- 2020年 9月 株式会社インフォメーション・ディベロップメント 社外取締役
- 2021年 6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

慶應義塾大学法学部名誉教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西川理恵子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学名誉教授として、外国法に関する豊富な学識、経験を有しており、他のIT企業の社外取締役の経験もことから、本業界について十分な知見を有しています。また、就任以来、取締役会のみならず、各委員会においても、それらの知見に基づいた有効な意見・見解を示していただいていることから、引き続き、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、人材育成など、当社グループ経営へ適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、選任された場合、指名報酬委員会 (任意)、経営委員会 (任意)、グループリスク管理委員会 (任意) の委員に就任予定です。

- 注) 1. 同氏は、社外取締役候補者です。
2. 同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年間です。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所に定める独立役員として指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定です。
4. 当社は、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。同氏の選任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。
5. 同氏が2020年6月まで社外取締役に就任していたネットワンシステムズ株式会社において、その在任中に、同社社員が関与した「納品実体のない取引」事件発生の事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

候補者番号

5 しらはた ひさし 白畑 尚志

再任 社外 独立役員

1962年5月5日生

所有する当社の株式数 249株

取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)



略歴、当社における地位および担当

1985年 9月 青山監査法人入所	2006年 9月 あらた監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)パートナー(代表社員)
1988年 7月 公認会計士登録	2022年 7月 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 社外取締役
1991年10月 株式会社三菱銀行(現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2023年 3月 株式会社イトーキ社外監査役(現任)
1999年 7月 青山監査法人入所	2023年 5月 株式会社コメダホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任)
2000年 7月 中央青山監査法人社員就任	2023年 6月 当社社外取締役(現任)
2002年 7月 中央青山監査法人代表社員	

重要な兼職の状況

株式会社イトーキ社外監査役
株式会社コメダホールディングス社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

白畑尚志氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、監査法人の代表社員として監査法人の経営や業務執行に携わった経験があります。また公認会計士として、財務および会計に関する専門的な知識と豊富な業務経験を有しています。さらに、就任以来、取締役会のみならず、各委員会において、それらの知見に基づいた有効な意見・見解を示していただいていることから、引き続き、財務、資本政策など当社グループ経営へ適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任をお願いするものです。なお、選任された場合、指名報酬委員会(任意)、経営委員会(任意)、グループリスク管理委員会(任意)の委員に就任予定です。

- 注) 1. 同氏は、社外取締役候補者です。
2. 同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年間で。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所に定める独立役員として指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定です。
4. 当社は、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。同氏の選任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。

候補者番号

6 トーマス・オウスリー・ローズ Thomas Owsley Rodes
<通称名 Toby Rodes>

再任 社外 独立役員

1968年6月20日生

所有する当社の株式数 0株

取締役在任年数 1年

取締役会への出席状況 100% (10回/10回)



略歴、当社における地位および担当

1991年 5月 アメリカン・エンタープライズ研究所(米シンクタンク)リサーチアシスタント	1999年12月 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社 エクイティ・リサーチ ディレクター
1992年 3月 ブルッキングス研究所(米シンクタンク)リサーチアシスタント	2005年 5月 GMO LLC(米資産運用会社)ポートフォリオ・マネジャー
1993年 3月 ロス上院議員事務所立法補佐官	2018年 9月 Kaname Capital, L.P.(米資産運用会社)共同創業者・最高投資責任者(現任)
1995年 7月 デュエイ・ヴァランタイン(米法律事務所)貿易スペシャリスト	2024年 6月 当社社外取締役(現任)
1997年 9月 ドレスナー・クラインオート・ベンソン証券会社 エクイティ・リサーチ ディレクター	

重要な兼職の状況

Kaname Capital, L.P.(米資産運用会社)共同創業者・最高投資責任者

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

Thomas Owsley Rodes(通称名 Toby Rodes)氏は、米国の資産運用会社Kaname Capital, L.P.の共同創業者かつ最高投資責任者です。同氏は、長年の資産運用会社の業務を通じて独自のスクリーニングモデルを開発し、投資先企業の経営陣と資本構成、コーポレート・ガバナンス等の分野で協働してきた経験を有しています。就任以来、投資家の目線に基づいた有効な意見・見解を示していただいていることから、引き続き、当社グループ経営へ適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏がその共同創業者・最高投資責任者を務めているKaname Capital, L.P.は当社の株主ですが、当社が策定する「社外役員の独立性判断基準」に定める「主要な株主」には該当せず当社としては、同氏の独立性について問題ないと判断しています。また、同氏からは、特定の株主のためではなく、当社の利益のために取締役としての職務を果たす旨の意思表示を受けています。なお、選任された場合、指名報酬委員会(任意)、経営委員会(任意)、グループリスク管理委員会(任意)の委員に就任予定です。

- 注) 1. 同氏は、社外取締役候補者です。
2. 同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年間で。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所に定める独立役員として指定しており、同氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定です。
4. 当社は、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。同氏の選任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。

候補者番号

7 こばやし たいこ **小林 泰子**

新任 社外 独立役員 1964年2月5日生

所有する当社の株式数 0株

取締役在任年数 一年

取締役会への出席状況 -% (-回/-回)



略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
 2008年 1月 同社System x 製品事業部長理事・ダイレクター
 2014年10月 レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ合
 同会社転籍取締役執行役員
 2015年11月 ヴィエムウェア株式会社(現VMware株式会社)
 入社ソリューションビジネス事業部長

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小林泰子氏は、グローバルに展開する大手IT企業において、事業部門の要職を歴任する等、本業界の事業領域分野に関して十分な知見と経験を有しています。また、大手IT企業のグループ会社の設立に際して取締役執行役員に就任して組織の立ち上げに従事されるなど、企業の経営に深く関与された経歴があります。同氏が保有するこれらの経験および知見を活かして、高収益モデルへのシフトをはじめとする今後当社グループが推進する経営に関して適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任をお願いするものです。
 なお、選任された場合、指名報酬委員会(任意)、経営委員会(任意)、グループリスク管理委員会(任意)の委員に就任予定です。

注) 1. 小林泰子氏の戸籍上の氏名は「吉松泰子」氏です。
 2. 同氏は、新任の社外取締役候補者です。
 3. 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に比べ、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしています。同氏の選任が承認された場合、当社は、東京証券取引所が定める独立役員として同氏を届け出る予定です。
 4. 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

ご参考

当社は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に比べ、社外取締役および社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)の独立性を確保するための判断基準を以下のとおり定めております。

【社外役員の独立性判断基準】

当社においては、以下の各号のいずれにも該当しない者を、独立性を有する社外役員と判断する。

1. 当社グループの主要な取引先(注1)となる企業等の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先(注1)とする企業等の業務執行者
3. 当社グループの主要な借入先(注2)である企業等の業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(なお、これらのものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含む)
5. 当社の現在の主要株主(注4)またはその業務執行者
6. 当社が現在の主要株主(注4)となっている会社の業務執行者
7. 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている団体の業務執行者
8. 上記1から7のいずれかに過去3年間において該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

(注1) 当社グループとの取引額が、当社グループまたは取引先である企業の直近事業年度の年間連結売上高の2%を超える取引先をいう。

(注2) 主要な借入先とは、直近事業年度における当社グループの連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資しているものをいう。

(注3) 「多額の金銭その他の財産」とは、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいう。

(注4) 「主要株主」とは、直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

(注5) 「多額の寄付」とは、当社グループから、直近事業年度において年間1千万円を超える寄付を受けている場合をいう。

なお、本基準を満たさない場合でも、当社が独立性を有すると判断した者については、その理由を開示したうえで独立役員として指定できるものとする。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 山内佳代氏が辞任により退任いたしますので、同氏の補欠候補者として、監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。監査役の候補者は、次のとおりであり、候補者に関する事項は、20ページ記載のとおりです。

氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
かとう つよし 加藤 剛	新任	—	—

ご参考 選任後の監査役会の構成

第4号議案「監査役1名選任の件」が原案通り可決されますと、本定時株主総会終結時において、監査役は社外監査役を含む4名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名 (当社における地位)	在籍する委員会 ^{注2}	在籍年数 ^{注3}	独立社外役員	多様性 ジェンダー	当社が期待するスキル・経験								
					企業経営	営業戦略・マーケティング	DX・技術	人材開発	M&A・資本政策	グローバル経験	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	SDGs
かとう つよし 加藤 剛 (常勤監査役 ^{注1})	経営委員会 グループリスク管理委員会	新任		男性							○	○	
もちい ひろみ 用 弘美 (社外監査役)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会	2年	○	女性		○		○			○		○
いりの やすかず 入野 泰一 (社外監査役)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会	2年	○	男性					○	○	○		○
たなか しんや 田中 信哉 (社外監査役)	指名報酬委員会 経営委員会 グループリスク管理委員会	1年	○	男性	○			○			○	○	

注) 1. 本総会後に開催される監査役会後の予定です。
2. 任意の委員会です。
3. 本総会終了時の年数です。

かとう つよし
加藤 剛
新任

1962年4月3日生

所有する当社の株式数
16,760株

監査役在任年数
一年

取締役会への出席状況
**-%
(-回/-回)**

監査役会への出席状況
**-%
(-回/-回)**



略歴、当社における地位

2001年 3月 当社入社
2007年 4月 経理部長
2016年 4月 当社経営監査室長
2018年 1月 株式会社IDデータセンターマネジメント監査役
2020年 3月 株式会社DXコンサルティング監査役
2024年 6月 株式会社インフォメーション・ディベロップメント監査役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社インフォメーション・ディベロップメント 監査役

監査役候補者とした理由

加藤剛氏は、長年当社の経理部門の責任者として、当社の資金管理や財務報告などに関わってきたことから、当社グループの経営全般に幅広く精通しています。また、当社の複数の関係会社の監査役を歴任していることから、企業監査にも精通しています。これらの経験および能力から、当社の監査においてその業務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を新たに監査役候補者としたしました。なお、選任された場合、経営委員会(任意)、グループリスク管理委員会(任意)の委員に就任予定です。

注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
3. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を他の在任監査役と締結していません。同氏とも新たに締結する予定はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D & O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。同氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、契約更新時には同内容での更改を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しています。

ご参考 当社取締役会の実効性評価に関する評価結果の概要

当社取締役会は、取締役会の実効性向上を図るべく、年に1度、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を実施しています。2025年3月期の評価結果は以下のとおりです。

1. 分析・評価のプロセス

さらなる評価の充実と客観性の向上を目的として、独立した外部機関による取締役会メンバー全員への個別インタビューを実施するなど、第三者評価を実施いたしました。

分析・評価のプロセスは以下のとおりです。

STEP	内容	＜アンケート項目＞
STEP 1	経営の方向性・課題について議長ヘインタビューを実施、アンケートを作成	① 取締役会の役割・機能 ② 取締役会の規模・構成 ③ 取締役会の運営状況 ④ 指名報酬委員会の構成と役割 ⑤ 指名報酬委員会の運営状況 ⑥ 社外取締役・社外監査役に対する支援体制 ⑦ 投資家・株主との関係 ⑧ 当社のガバナンス体制・取締役会の実効性全般 ⑨ 自己評価
STEP 2	取締役会全体に対して無記名式アンケートを実施	
STEP 3	質問票回答結果をもとに、取締役会全体に対して個別にインタビューを実施	
STEP 4	アンケートおよびインタビューの内容を踏まえ実効性を評価	
STEP 5	取締役会全体でディスカッションを実施し、重点的に取り組む項目について確認	

2. 評価結果

取締役会は、執行のモニタリング、戦略の方向性の提示、リスクの評価とモニタリング、客観的な立場からの執行への助言を重要な役割として意識共有しており、適切な構成メンバー、運営のもとで、活発な議論がなされていることを確認しました。また、投資家である社外取締役が取締役会メンバーに加わったことで、投資家の視点が取締役会に取り入れられ、議論の活性化につながっていると評価されました。

(1) 前年度評価における2024年度の取組み

前年度評価における2024年度の取組みは、以下のとおりです。

取組み方針	主な取組み
重要な経営課題について、計画的に各事業会社の社長・執行役側からの情報発信機会を増やす。	四半期に一度、経営委員会をつうじ、各事業会社の社長より、業績進捗や業績達成に向けた課題と施策などについて取締役会メンバーに報告を実施。
人的資本について、外部環境や市場動向を踏まえながら今後も定期的に議論を行う。	定期的に取締役会で人的資本に関する状況を報告し、議論を実施。また、経営委員会や役員合宿をつうじ、新中期経営計画策定における中長期の事業戦略と合わせ、人材戦略について議論を実施。
指名報酬委員会において適切な情報提供を行い、十分に議論を重ねる。	役員合宿をつうじ、CEOを始めとするサクセッションプランについて議論を実施。今後取り組むべき課題や方向性について認識を共有。

(2) 取締役会の議論を充実化させるための取組み

社外取締役・社外監査役は取締役会以外にも様々な委員会やイベントに参加することで、十分な情報収集を図り、事業理解の促進を図っています。また、意見交換の機会が増えることで、オープンで活発な議論が進んでいます。

社外取締役・社外監査役が取締役会以外で参加した委員会・イベントは以下のとおりです。

委員会・イベント	開催日	内容
主管者会議	4/19、10/18	推進担当者による中期経営計画に対する進捗状況、事業戦略に関する報告 等
指名報酬委員会	4/15、5/23、6/14、7/31、12/16、1/31、2/18、3/25	取締役の報酬、グループ会社執行役員人事、役員体制、取締役人事、決算賞与、株式報酬 等
経営委員会	7/31、10/31、11/18、12/16、1/31、3/12、3/17、3/25	投資、資本・業務提携等の資本政策、新中期経営計画策定に関する議論や各事業会社から業績に関する報告を実施
グループリスク管理委員会	5/23、10/31	年間計画、総合評価の報告、リスク評価の見直し
役員合宿	11/10-11/12	新中期経営計画の方針策定、サクセッションプランについてディスカッションを実施
社外役員意見交換会	7/31、9/20	経営課題に対する意見交換を実施
ID サロン	11/22、3/24	社員向けの講話・懇親会にて社員交流を実施
i-Partner 会	4/12、10/29	事業会社社長による取組み・注力案件の報告 等

3. 今後の取組み

今回の評価結果を踏まえ、以下についてより一層取り組んでいく必要があることを確認しました。

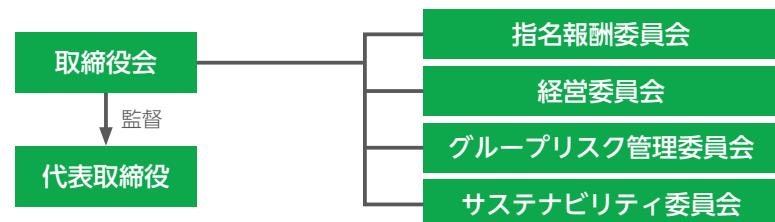
- ・中期経営計画の進捗のモニタリングや、それを踏まえた事業戦略、人的資本への取組みについて定期的に十分な議論を行う。
- ・社外役員の意見交換機会をより拡充し、社外役員からも取締役会で取り上げるテーマを提案することで、取締役会でのさらなる議論の活性化を図る。
- ・指名報酬委員会において、年間計画を策定し、適切な情報開示を行った上で議論を行っていく。また、サクセッションプランの取組み状況について、継続的に議論を行う。

今後も、上記をはじめとする重要な経営課題について継続的に議論を行うことで、さらなる実効性の向上に努めます。

ご参考 取締役会の実効性を高めるための取組み

任意の委員会

当社では、取締役会を補完し、コーポレートガバナンスの強化や経営の透明性向上をはかるため、次の4つの委員会を設置しています。



<p>指名報酬委員会</p>  <p>委員長 西川社外取締役</p>	<p>委員長を務める独立社外取締役1名と、独立社外役員6名の計7名で構成し、取締役・監査役候補の指名、取締役の報酬、経営幹部の選解任等について、独立した立場で審議し、その結果を取締役に答申しています。</p>
<p>経営委員会</p>  <p>委員長 小島取締役</p>	<p>取締役会構成メンバーを中心とした14名で、おもにM&A、投資、資本・業務提携等の重要事項について、より時間をかけ自由闊達な議論を行っています。</p>
<p>グループリスク管理委員会</p>  <p>委員長 船越代表 取締役社長兼 グループ最高経営 責任者</p>	<p>当社の代表取締役社長兼グループ最高経営責任者を委員長に、取締役会構成メンバー、執行役員、グループ各社の社長および関連役員で構成され、3つの主要リスク（経営・財務、人事・労務・社会全般、事業部門オペレーショナル）を中心に、リスク事象の洗出しと対策について議論・検証を行っています。</p>
<p>サステナビリティ委員会</p>  <p>委員長 石倉執行役員</p>	<p>代表取締役社長兼グループ最高経営責任者をはじめとする委員会メンバーにより構成され、当社グループのサステナビリティ課題に対する実行計画の策定と進捗のモニタリングを行っています。</p>

※各委員長は本定時株主総会後の予定です。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。
補欠監査役候補者は、次のとおりです。

さかもと やすし

坂本 康

1958年12月18日生

所有する当社の株式数

29,496株



略歴、当社における地位

2008年 4月 当社入社	2022年 4月 当社常務執行役員
2010年 9月 当社人事部長	2023年 4月 当社シニアアドバイザー
2012年 6月 当社執行役員	2024年 4月 当社エグゼクティブアドバイザー（現任）

重要な兼職の状況

—

補欠監査役候補者とした理由

坂本康氏は、長年当社の管理部門の責任者として、取締役会や経営会議への陪席などを通じ当社の経営に携わってきたことから、当社グループの経営全般に幅広く精通しています。これらの経験および能力から、当社の監査においてその業務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を新たに補欠監査役候補者といたしました。

- 注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 同氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
 3. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を在任監査役と締結していません。同氏が監査役に就任した場合でも、同氏と新たに締結する予定はありません。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。同氏が監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、契約更新時には同内容での更改を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しています。
 5. 同氏が、社外監査役候補として監査役に就任した場合、当社監査役会の社外監査役の構成割合は50%となります。これは、監査役の資格等を定めた会社法第335条第3項の要件を充足しています。

第6号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度の一部改定の件

1 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は2015年6月18日開催の第47期定時株主総会において当社およびグループ主要子会社の取締役(社外取締役を除きます。)および執行役員を対象とした株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「現行BBT制度」といいます。)の導入についてご承認いただき、現在に至ります(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)

今般、従来以上に当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様と価値共有を一層進めることを目的に、現行BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下、「本制度」といいます。)へ移行するとともに、対象者を当社およびグループ主要子会社の取締役(社外取締役を含み、以下、「取締役」といいます。)、執行役員および役員待遇者(以下、取締役、執行役員および役員待遇者とあわせて「取締役等」といいます。)とすることならびにその他所要の変更をすることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社およびグループ主要子会社の社外取締役を除く取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当該取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、また、社外取締役については監督を通じた当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(後掲)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2018年6月22日開催の第50期定時株主総会においてご承認をいただきました当社の取締役(社外取締役を含みます。)の報酬額(年額400百万円以内(うち社外取締役分として年額400百万円以内)。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一頂きたいと存じます。

第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は7名(うち社外取締役4名)となります。

2 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本定時株主総会終了の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本定時株主総会終了後における所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社およびグループ主要子会社の取締役(監査役は、本制度の対象外とします。)、執行役員および役員待遇者

(3) 信託期間

2015年8月17日から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

当社は、原決議の範囲内で、2015年8月に100百万円 of 金銭を拠出して現行BBT制度に基づく信託を設定し、その後、2022年5月に78百万円 of 金銭を追加拠出しておりますが、本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものとします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象

期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。) およびその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定し、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。) および金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり92,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は460,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式の数の上限

当社およびグループ主要子会社の社外取締役を除く取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。また、社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、92,000ポイント(うち、当社の取締役(社外取締役を除きます。)分として76,000ポイント、当社の社外取締役分として3,200ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数792個の発行済株式総数に係る議決権数170,410個(2025年3月31日現在)に対する割合は約0.46%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載するところから従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

当社の取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下、「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。)。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社のグループ主要子会社(以下、「当社グループ」といいます。)における取締役等たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役等たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

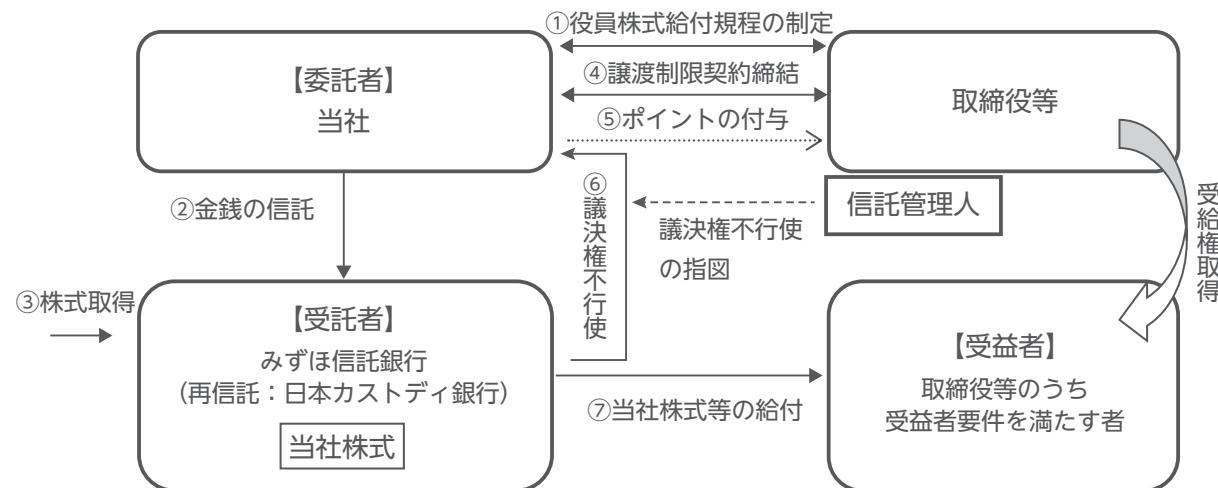
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社を対象と

なる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

ご参考 本制度の仕組み



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

ご参考 役員報酬等の内容の決定に関する方針（本議案が承認された場合）

役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社では、株主総会の決議による年額報酬限度内の範囲で、社外取締役と社外監査役で構成する指名報酬委員会が、報酬水準・構成の妥当性、透明性およびその運用状況などについて審議し、取締役会にて決定します。取締役の報酬等は、客観性・透明性ある手続きに従い、持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして機能するよう決定しています。

1. 報酬決定プロセス

取締役の報酬の決定方針や報酬額の決定にあたっては、取締役会および指名報酬委員会における審議を経ることとしています。

代表取締役社長は、「役員等報酬規程」に基づき各取締役の当該事業年度の個人業績評価（定量評価、定性評価）を行い、その結果を反映した個人別報酬案を指名報酬委員会へ提出します。指名報酬委員会は、代表取締役社長の報酬案を確認のうえ審議を行い、その結果を取締役に報告します。取締役会は、指名報酬委員会の審議内容を踏まえ、報酬額の最終決定を行います。

2. 報酬ガバナンス

当社取締役の報酬決定プロセスの客観性・透明性、および報酬水準の妥当性を確保するため、指名報酬委員会において当社取締役が提案した個別報酬額についての審議を行い、取締役会はその審議の内容を尊重し報酬額を決定しています。指名報酬委員会は4名の社外取締役および3名の社外監査役にて構成し、社外取締役が委員長を務めています。

3. 報酬体系について

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成されています。固定報酬は取締役としての職務内容に対する基本的な報酬であり、各取締役の役割と職責から決定しています。業績連動報酬の標準額は固定報酬の3分の1相当（取締役報酬全体の25%）とし、その内訳は、月額業績報酬9%、業績連動賞与11%、株式報酬（BBT-RS）5%としています。

	固定報酬	業績連動報酬
月額報酬	基本報酬（75%）	月額業績報酬（9%）
役員賞与		業績連動賞与（11%）
株式報酬		BBT-RS（5%）

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルグランドアーク半蔵門4階 富士東の間

東京都千代田区隼町1番1号

TEL (03) 3288-1628



交通のご案内

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」

- 6番出口より徒歩3分
(エスカレーター有)

※1番出口は工事による閉鎖のため、ご利用いただけません。

東京メトロ有楽町線「麴町駅」

- 1番出口より徒歩7分

スマートフォンやタブレット端末から
右記のQRコードを読み取るとGoogle
マップにアクセスいただけます。



株式会社 **IDホールディングス**

〒102-0076 東京都千代田区五番町12番地1 番町会館

<https://www.idnet-hd.co.jp>



UD FONT
by MORISAWA

